

# 総務委員会記録

- 1 期 日 平成21年2月17日（火）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典  
副委員長 野村常雄  
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、  
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長  
[人事委員会事務局]  
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項  
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]  
(1) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項  
(2) 建設工事コスト調査について  
(3) ユニタール広報資料について  
[企画振興局]  
(4) 広島県総合計画「元気挑戦プラン」後期実施計画（案）について  
(5) 平成21年広島県議会2月定例会提案見込事項  
(6) 県内の生活交通再編の取組状況等について  
(7) 市町への権限移譲の取組について  
(8) 新たな過疎対策の取組状況と今後の方針について
- 7 会議の概要  
(1) 開会 午前10時34分  
(2) 記録署名委員の指名  
(3) 質疑・応答

○質疑（桑木委員） 先ほど建設工事コスト調査について御説明をいただきました。これまで建設業の方から、建設業を取り巻く環境は大変厳しいという指摘を受けてまいりましたけれども、2の調査結果分析の概要を見ますと、43%が原価割れ、そして36%が経費割れということで、具体的に、県の仕事をしても赤字になるという話を数字的にもここで御報告いただいたわけです。この調査を踏まえ、先ほど、検討した上で適切な対応を図るというお話がありましたが、こういった状況になっている原因に最低制限価格が75%であることがあると私は考えるのですが、検討していくというのは、この最低制限価格を見直し、上げていく方向で検討しているという理解でよろしいでしょうか。

○答弁（財産管理課長） 今回の建設工事コスト調査の評価を受けた状況でございますけれども、4割ぐらいが工事原価、いわゆる工事現場での必要経費が請負金額を上回り、原価割れの工事となっており、工事現場において相当厳しい状況になっているのではないかと推測しております。

こうしたことは、工事の品質確保や安全性確保の面で問題があるのではないかと考えており、土木局が中心になってやっておりますが、先ほど委員から御指摘のありました最低制限価格がどうかということも含め、経費内訳などの詳細な分析を今鋭意しておりますので、分析結果を踏まえた検討を早急に行ってまいりたいと考えております。

○質疑（桑木委員） さらに調査を進めていかれるということですが、御承知のような厳しい経済状況でもありますし、その検討の時期、結論はいつごろ出される計画ですか。

○答弁（財産管理課長） 現在分析中でございますので、早急に一定の方向、方針が得られるよう努力したいと思っております。ただ、時期については、今時点では、申しかねるということで御理解いただきたいと思います。

○要望（桑木委員） いろいろと予算編成の話もありまして、財政状況は以前にも増して厳しい環境ですが、それにも増して、実際に業者の方にとっては、その仕事をしていかなければいけない、生活していかなければならないという現実はもっと間近に迫っている状況だと私は思っております。

これから公共事業を実施されますが、先般の委員会でも、委員から指摘がありましたが、これは早くやらないと、やはり公共事業は、雇用対策、景気対策であり、特に中山間地域では建設業は基幹産業ですし、その産業がないと、新たな過疎対策というものなかなかうまくいかないのではないかと私も考えております。私は個人的には最低制限価格の見直しをし、引き上げることをぜひしていただきたいと思っておりますから、早期の結論をぜひともお願いします。

○要望（梶川委員） 今の質問に関連しまして、少し別な見方からお尋ねしたいと思います。

建設業に関しましては、非常に人件費が高い業種でございます。例えば、広島県

の花形産業である自動車産業の労働者の賃金が年670万円ぐらいで、建設業の方たちの賃金は700万円を超えていると言われているのです。全産業の平均賃金は月33万円ぐらいだと言われていますけれども、建設業で働いている人たちは、それよりも賃金水準が高いと世間では言われております。なぜそのように賃金水準が高いかというと、公共事業に守られて競争がない業種で、働いている方たちの賃金が手厚く保護されているので、コストカットがなかなか進まないという現状がございます。広島には自動車産業といった、世界で最も競争力のある産業の会社がございます。建設業界は、まだまだコストカット、資材の調達の仕事ですとか、そういった合理化が進んでいない業種だと思いますので、制限価格云々ということだけではなく、産業構造の転換ということも踏まえた上で、いかにして建設コストに関して効率よくやっていくかという視点も持ち合わせなければいけないと思うのです。

県としても、ただ建設工事コストを低くするというだけではなく、低くできるように建設会社へのコンサルティングにより、ある程度助けていかなければならないのではないかと感じているのです。広島には自動車産業で非常に素晴らしいビジネス経験をお持ちの方がいらっしゃいますので、こういう異業種、効率化が進んでいないコスト体質が非常に高い業種に、そういう方たちがコンサルティングをして、現場を改善していくような指導をしたり、建設業というのは、公共事業に守られて競争力が極めて低いと言われている業種なのですけれども、他の産業の方たちに比べると、極めて高い賃金で守られている、そういった体質自体も見直していくような時期にあると思います。ぜひとも建設工事コスト調査に関連して、そういった会社の構造ですとか、コンサルティングも含めて、県として何か指導ができるようなことを考えていただきますよう要望します。

○質疑（田川委員） 私からは、県職員の1日の勤務時間を15分間短縮するという条例改正案を、今2月定例会に出されるのを見送られたということに関しまして、質問させていただきたいと思います。

いわゆる時短の見送りについては本委員会でも御意見があったところがございますけれども、最初に、この人事委員会の勧告に従わないということについて、人事委員会事務局長はどのようにお考えなのか、その受けとめについてお伺いしたいと思います。

○答弁（人事委員会事務局長） 今おっしゃいました私ども人事委員会の報告でございますけれども、勤務時間に関する報告ということで10月6日にさせていただきました。

その趣旨でございますが、まず職員の勤務時間というのは、地方公務員法において、現行制度は、国、他の地方公共団体の職員との間の均衡を失しないように考慮することになっております。その中で、国が8月に勤務時間短縮という方向で人事院の勧告をされた。県内の民間企業の労働時間を4年間調査いたしました中で、私ども職員の勤務時間よりも短い状況で定着しているという結果が得られた。そこら

あたりを総合的に判断し、人事委員会といたしましては、国や他県の動向に留意しつつ、国家公務員に準じて改定を行う必要があるということ、また、改定に当たっては行政サービス、行政コストの影響について十分考慮し、勤務体制の整備、能率の一層の向上を図る必要があるという報告をさせていただきました。

まさに、総合的に判断してと申しましたとおり、国や他県の動向に留意しつつ、国家公務員に準じて改正を行う必要があるということでございます。現在、国は4月から実施すると伺っており、他の地方公共団体については、大ざっぱに言えば半分程度が4月実施と伺っております。そういう状況の中で、県内の厳しい情勢を踏まえて、任命権者の方で判断されたと受けとめておりまして、私どもといたしましては、任命権者におかれて、今後引き続き、趣旨のところで踏まえて御努力を続けていただきたいと考えています。

○質疑（田川委員） いずれにしても、人事委員会の勧告そのものに従わないというのは異例のことではないかと思えますけれども、今回、この2月定例会で、時短の条例改正を見送られたことの原因をお伺いしたいと思います。

○答弁（人事課長） 今回、人事委員会の報告で触れられた勤務時間の関係について、制度面については先ほども言われたのですが、今回見送ると判断した理由といたしまして、昨年の秋以降、金融危機を発端にして、いわゆる100年に1度と言われるような経済危機が生じてきたということで、県内におきましても、輸出が急激に減少する中で、自動車、鉄鋼、電機等々、大幅な減産を強いられている。それを受けて、非正規労働者等を初めとする雇用調整、また企業倒産といったことが続いている中で、県民、また県内企業につきまして重大な影響が生じている状況を踏まえて、今回こういう状況のもとで、勤務時間の短縮について、県民の理解を得ることは難しいと判断し、提案を見送るということに至ったものでございます。

○質疑（田川委員） 今の御説明ですと、雇用経済情勢も悪化して、県民の理解を得られないということで判断されたと受けとめましたけれども、そういったしますと、雇用経済情勢が悪化したままの状態であれば、今後もこの時短改正というのを行わないということでもよろしいのか。例えば、次の6月定例会で出しましょうとは、すぐにならないと判断されているのかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○答弁（人事課長） 今、見送った理由として経済情勢ということも申し上げましたが、我々の認識といたしまして、基本的に人事委員会制度については、まず労働基本権を制約されているものでは、最大限尊重すべきものであるということと、先ほどありましたが、国家公務員、また多くの都道府県が実施していくというような他の団体との均衡ということを考えると、基本的には実施すべきものであるという認識はいささかも変わっておりません。ということで、我々としては、できる限り早期に勤務時間の改定を実現していきたいという思いの中で、環境が整い次第、直近の定例会に提案させていただきたいと思っております。

○質疑（田川委員） 若干矛盾も感じるのですけれども、環境が整い次第ということで

すが、雇用・経済情勢が非常に悪化しているという環境が急速に改善されることはないと思います。そういう中で環境が整い次第早急に実施したいとも思われているということですから、早急にと言いながらすぐにはならないと受けとめてよいのかどうか、もう少し、突っ込んでお伺いしたいと思います。

○答弁（人事課長） 先ほど、環境が整い次第ということ、我々としては漫然と経済情勢の動向を注視するというのではなく、本県として、いろいろな面でそういうことができるような状況をつくり出していくことが大切であろうと思っております。

まず一つが、先ほども申しましたが、人事委員会の勧告・報告は、制度として勤務時間を含め、県の職員の勤務条件というものをどうしていくかということ、これは法に基づいて国、他の団体等との均衡を図っていかねばならないということ、を十分御説明させていただきたいということと、一方で、今、本県につきましては、スリムで効率的な県行政の推進ということで、現在、来年度末で期限は切れますけれども、第二次行政システム改革を初めとしたものの中で、職員数の削減、また給与制度の見直し等の取り組みを進めているということ、さらに職員につきましては、平成11年度以来、昇給延伸、給与のカット等ということで、額の話で申し上げますと、21年度までを含めて、約630億円という協力をいただいた上で今の県の財政、また県の運営が成り立っているというようなことを十分県民の方に御説明して理解を得るということもあろうかと思っております。

また、今次定例会に当初予算を提案しておりますが、この1月臨時会を皮切りに産業・雇用対策ということで、来年当初予算まで含めまして約500億円の産業・雇用対策を県として打っていくということをしておりますので、そうしたことを県として最大限やっていく、産業・雇用、経済情勢の悪化に対して県が最大限取り組んでいる、そういうことを着実にやっているのだということもあわせて県民の皆様には十分御説明して、それらを総合的に考えていただき、職員が頑張っているということ、を御理解いただいた上で、そういう状況になれば、速やかに勤務時間の短縮について条例改正を提案させていただきたいと思っております。

○質疑（田川委員） 財政的な面での県民の理解は必要ではないかと思うのですが、広島市は12月定例会でこの時短条例を否決されておまして、また、この2月にも出されるようですが、広島市の場合は、もし時短条例が可決されれば、財政的に年間4,400万円の出費になるだろうと言われておりますけれども、県の場合、もしこの時短条例が可決されると、出費がどのくらいふえるのか、計算をされておりますか。

○答弁（人事課長） 勤務時間の短縮に伴いまして、時間外労働へ影響し、コスト増になるのではないかとということですが、先ほど、人事委員会事務局長が申し上げましたが、基本的にそういう短縮に伴って、体制なり、効率的なものを整備してコスト増にならないようにするということがございます。

一方で、時間外労働につきまして、知事部局においてでございますが、大体平均

すれば年間140時間ぐらいの時間外労働をしているということがございます。時間外労働は、緊急やむを得ないということもございますが、職務能力の向上、職員の健康ということを考えますと、いろいろな工夫をしまして、その縮減に努めていかなければならないということは、この時短云々に関係なく、取り組むべき大きな課題であると思っております。それらを踏まえて、仮に時短をしたということであっても、そういうような工夫とあわせてコスト増につながらないようにしてまいりたいと思っております。

○質疑（田川委員） 例えば、これまでどおりの残業をしたとすると、その場合、時短をやって、残業分に上乘せされるわけです。時短分のコストがどのくらいになるかというのは計算されていないということですか。努力するというのはわかるのです。こういう御時世ですから、当然のことと思います。そういう中で、実際にどういう計算をされたのかというのは、今はその数字がないということで理解していいのでしょうか。

○答弁（人事課長） 具体的にこうなった場合という計算はしておりません。

○意見（田川委員） 県民の理解を得るためには、そういう計算も必要ではないかと思えます。その上で、それが起きないように努力をするというのは、当然のことだと思えます。

先ほど、理由のところ、こういう経済情勢・雇用情勢の悪化の中で、県民の理解が今は得られないという理由で今回見送りをされたとおっしゃいました。ということは、県民の理解が得られるような、しっかりした提案をされなければ、次も出せないのではないかと私は思います。今回、こういう雇用・経済情勢の悪化の中で見送られたというのは正しい判断であったと私は思います。これからぜひ県民の理解が得られるような形で提案をされるなら、ぜひ提案をしていただきたいと思います。

○質疑（岡崎委員） 聞いていて矛盾を感じるのですけれども、これは勧告と報告で若干、意味合いは違うかと思いますが、経済情勢が悪い中で、12月の段階で地域手当のアップを出してきて、人件費も3億円か幾らの増になっているわけです。今回、時短は経済状況が悪いので、出さない。2つが同じ一体のものである中で、経済状況が悪いというのは10月からわかっていたわけで、12月に一方は出して、今回一方は出さない。そこらにまず非常に矛盾を感じるのが一つです。今まで金科玉条のごとく、人事委員会の勧告・報告に関しては、もう待たなしていろいろな理屈をつけて出しておいて、今回、出すなら出すで、議会へ問えばいいではないですか。県民の代表である我々が判断すべきことであって、自分らで勝手に、それが正しいか正しくないか判断するというのは、やはり今まで言っていることと、やっていることが随分矛盾していると思えます。

今までも合理化に随分努めてきて、生産性の向上にずっと努力をしてきている中で、時短は3%の賃上げにつながると思うのです。その3%の生産性を上げないと、

残業に回ってくるか、サービスの低下になってくるか、どちらかなのです。だから、今、田川委員が言われているように、やはり説明がつくように、もし時短をやるのならば、どのぐらいの賃金増になるか、給料増になるのかというのは、当然、財政運営に当たって公的機関として出していないと、説明責任、情報公開というものがなされていないのと同じだと思います。だから、今回の処理の仕方というものについては、うやむやな中でやったという印象がぬぐえないのですけれども、どうして今回出さないのですか。

○答弁（人事課長） 今御指摘されましたように、昨年10月の人事委員会の勧告・報告等で2つの点があり、給与につきましては、4月1日の時点での民間企業との比較に基づく改定でございますので、長年の例ということもございますが、12月定例会において御審議していただいて可決していただいたところでございます。

勤務時間については、先ほどありましたように、国、他団体の動向を見きわめながらということで、12月定例会に出す議案を調整しておりました11月の段階では、国における審議でずれがあったということと、先ほどの経済情勢について、昨年秋以来ということなのですが、我々としては、年末から新年にかけて急激に悪くなったという状況を踏まえて見送ったというものでございます。

○質疑（岡崎委員） 経済情勢はそのとき私も指摘したと思うのですけれども、12月の段階で、リーマンショック以降、急激に落ちているというのはわかっているわけであって、12月から新年にかけて、例えば、速報値できのう出たけれども、GDPが年率で12.7%落ちているわけです。当然12月には広島県の経済状況というのは十分把握しているわけであって、だからおかしいのではないかとということで我々はさんざん意見を言ったにもかかわらず、地域手当のアップを出して、そしてそれは議会で可決しました。それと、この時短の問題というは何ら変わらず、今言うように経済状況は同じような中で、こっちは出し、こっちは出さないというのは、どうもそこらが私には理解できないのです。今の説明は詭弁にしか聞こえない。

世の中の情勢を無視して、人事委員会勧告はもう絶対的なものだとしてこの前は示してきたわけでしょう。地域手当アップのときには、人事委員会の事務局長もそういう説明をしたと思います。

もう1回聞きますけれども、その辺はどうなのですか。

○答弁（総務局長） これまで人事課長が答弁してきたことに尽きるわけでございますけれども、おっしゃるように、経済情勢云々、12月の時点でも当然厳しかったということはございますが、これは委員の皆様も御案内のとおりで、刻々と情勢は変わっております。より厳しい状況に今またなっているということは、皆さんも御理解の上であると思っております。

それと、先ほど来人事課長が申し上げておりますとおり、人事委員会勧告制度の重みというものに対する認識は、我々いささかも変えてございません。ただ、そういう中で、12月議会におきましては、一方で長年にわたりまして多大な財政協力を

職員にも強いていることも含めてトータルで御判断いただきたいというところで、提案をさせていただきます。

あわせて、今回のお話につきましては、先ほど来、人事委員会からもお話がございましたとおり、国の動き並びに他県の動向というものもしっかりとらまえて判断すべきということでございましたので、12月の段階で、国の状況が、まだ明確には示されている状況ではなかったということもあり、その段階での判断を一たん保留させていただく形をとらせていただきました。

その上で、現時点での国の動き自体は4月からの実施ということで決定いたしておりますけれども、他県につきましては、今のところ2県が既に決定をされていると聞いております。ただ、今私どもで把握しておりますのは、20県がこの4月に実施する方向での提案をするということで動いておられる。そういう中で、さまざまな対応について各団体の中で議論がなされており、このあたりの状況もしっかり見ていかないといけないということが判断の一部であったことは事実でございます。

加えて、提案すればいいではないかという御意見もございましたけれども、繰り返しになりますが、刻々と変わる今の厳しい経済情勢の中で、この勤務時間の改定につきまして、私どもとしてこれは、いずれの時点においても県民の皆さんの御判断というものを重視しないといけない、これは一番の基軸に置かないといけないこととございますから、この流れの中で、今の段階では、県民の理解を得ること自体が難しい状況であるという判断に至っておりますので、他県の情勢等もあわせて、今回での対応は見送るということでございます。

ただ、1点申し上げておきたいのですが、私どもとしては、提案するに当たりまして、今手元に持っていないのは申しわけないのですが、いろいろな計算は当然しております。ただ、コスト増を招かないように、そして、サービス水準は維持するよというのをあわせて人事委員会から御報告いただいておりますから、これも人事課長が申し上げましたとおり、やる以上は、いたずらに人件費が増加するという形での提案をすべきではない、そういう工夫とあわせて提案させていただく考えを我々は持っております。

いずれにしても、非常に厳しい、今までにない経済・雇用情勢でございます。そういう認識のもとで、なかなか確定的に今後の対応ということを申し上げるのは難しい状況ではございますけれども、私どもとして、先ほどから申しております制度の重みというものはしっかり認識して、できる限りこれは早期に実現すべきものという強い思いを持ちまして、環境といいますのは、それは県民の皆様に、それらトータルの部分でしっかりと説明を今後もしていき、そういう経済情勢も含めてでございますが、こういう状況であれば、これは勤務時間の短縮というのは一定程度理解できるという状況をできるだけ早くつくりたいというのが私どもの思いでございます。そのためにやれるだけの対策はいろいろ講じてまいりますし、そういった説明をしっかりしていくことによりまして、早い段階で環境を整えて、その段階で



の定例会に提案するというのが私どもの考えでございます。

○意見・要望（岡崎委員） 局長の方から一般論を言われたのですが、私は今回の対応が正々堂々としていないというか、ちょっとおかしいということを強く思うのです。それはもちろん、いろいろとシステムを変えて、残業増にならないようにやるのは当然のことですけれども、生産性の向上についてはずっとやってきたわけでしょう。やはり先ほど言いましたように、これ以上また、時短を機会にその3%が賃金にかさ上げされないようにやるというのは、それはやはり言うだけで、どうしても支障が出るか、あるいは賃金増につながるわけです。この当初予算に人件費が書いてありますけれども、もし3%上がるなら、総人件費が4千数百億円あり、賞与や福利厚生のもを引いて2,000億円としても、今までの仕事をやろうと思うと50~60億円のアップには必ずなるわけです。当初予算にこれだけの人件費を計上している中で、今年度中にまたそれをやるとなると、現実論として、そこへひずみがどうしても出てくると思いますので、ここはやはり、最低1年はこの問題について凍結していかないと、今予算を提案して、片方で今度は時短を途中でやったら、その予算と制度の問題の中で乖離が絶対生まれてくるはずですから、そこはよく考えて対応していただきたいと思います。

○意見（渡壁委員） 12月県議会で県職員給与の増額があつて、賛成した議員、反対した議員について、自民党議員会が県内各地で配ったものに私の名前が出ているので、見解を言っておかないといけない。これを読んでみますと、自治労出身者のいる会派に迎合する自民党の一部会派の賛成により残念ながら否決することができませんでしたと、こうなっているのです。自治労出身者のいる会派とはだれかと思ったら、私のことではないかと思うのです。これで行けば、渡壁正徳はこれに賛成しているからみんな渡壁正徳の子分だということになって、私は名誉が上がるかもわからないが、そういうことになるのではないかと思うのです。私はまあいいのですが、これは全く失礼な話で、私はほかの会派の人に、一切このことについて賛成してくれとか、反対してくれとかということをお願いしたことはありません。それぞれの議員がそれぞれの議員の見識によってこれはやられたのであつて、これは何か引っ張られたのであろうというのは、いわゆる勘ぐりである。だから、こういうことはいかかなものかと私は思います。

それで、この書いてある中身も事実と反するので、ちょっと説明します。

○（委員長） 総務委員会に関係することだけを言ってください。

○意見・要望（渡壁委員） これは、この間質問を聞いていても、やはり人事課長が本当のことをきちんと言わないからいけないのです。だから、こういう間違いを犯すことになるのです。それでここに表がありますが、東京都が全国で県民所得が一番高く477万円、広島県は約300万円、沖縄が一番低くて200万円、公務員の賃金は全国平均でいくものだから、沖縄へ行ったら非常に高くなり東京へ行ったら安くなる。そういうことになるものだから、平成17年に人事院が勧告をして、一律4.8%賃金を

下げた。それで、今度は地域を指定して、それぞれの地域で地域手当というものを  
出し、調整することになった。そういうことを説明すればいいのだけれども、説明  
しない。地域手当で調整することになり、広島市の場合には10%というのが人事院  
の方針なのである。今、総務局長は広島県にいるが、国の職員だったら、10%の地  
域手当をもらっているはずである。ところが彼は7.5%削減されて、その上に4.8%  
削減され12.3%削減されたということになる。だから、平成18年から22年までの間  
に、その地域手当について調整をしますということになっているわけです。4.8%下  
げているのだからこの賃金を上げたというのは間違いで、この間上げて3.58%に  
なっているわけで、それは上げていない。本当は下がっているのにそれを上げた、  
黒いものを白い、白いものを黒いと言うのと同じことです。そういう答弁をきちん  
としなければいけないのに、しない。だから、こういう間違いを起こすのです。

私の要望ですが、これはぜひ、県の広報でこういうことがあったのですときちん  
と県民に正しくわかるようにすべきである。そうしないと、何かやぶから棒に引き  
上げをやったような話になって、本当は賃金が下がっているのに上がったと言っ  
ているので、私に言わせれば、一頭象がいて、遠くから見たら、豆粒みたいに見え  
る。ずっとそばに行って、適当に見える位置から見れば、地上にすんでいる哺乳類  
で一番大きいので、それなりの大きさがわかる。ぐっと目を近づけていったら、  
象というのは毛みみたいなものである。それで、これは象とは毛みみたいなもので  
あると言っているのと同じことなのです。それは実際とは違うことになるので、ぜひ  
こういうことは大事なことから、広報でやっていただきたい。

県も、国の人事院勧告に沿って4.8%賃金を下げているわけで、その下げたとい  
うことを置いておいて、上げたとばかり言ったのでは、それはおかしい。広島市の場  
合は市だけであるから非常にわかりやすい。広島市の場合も10%の地域手当を出す  
ことになっている。今9%で22年度までに調整するのだから、22年度までには10%  
になるわけです。県の場合は、人事院が調査をしても、広島市だけの調査にはなり  
ません。大企業だけ調査して、従業員数50人以上の企業の調査数が少ないではない  
かという話があるけれども、同じ企業でも、庄原市にある企業と、広島市にある中  
小企業では賃金が違うのです。だから、広島市の場合は人事委員会が調査をしても  
高いものが出る。県の場合は、そういう地域も含めてやるものだから、低い勧告が  
出る。だから、3.58%になっている。広島市の場合は10%になっている。そうい  
うことだから、そういうことを正しく言わないと、下げられている者が上げられた、  
上げられたと言われたのでは、正義に反すると思うのです。だから、書くときは、  
正しく書いてもらいたいし、答弁が正しくないといけない。この間聞いていて思っ  
たが、何で本当のことをきちんと答えないのか。隠すことは何もないのです。正し  
い答弁をしていないと私は思うのです。

その結果どうなっているかというと、職員の削減数は全国で第1位、それから給  
与水準もラスパイレスで第40位です。念のために言っておくと、職員の賃金を切っ

たことが地方財政に貢献することがあるのかないのかと言ったら、残念だがこれはない。県の財政に貢献するかといえば、そういうことはあり得ない。どうしてかと言いましたら、賃金というのは基準財政需要額を算定するときに反映するのです。職員の賃金だけが反映するのではないのです。基準財政需要額は人件費と物件費ですからそれが基礎になって、さっきから出ている建設事業費の賃金の部分にそれは反映し、そういうものも含めて地方交付税が削減されることになる。だから、そういうことも答えなければいけない。県の財政にいかにも貢献しているようなことを言うが、そんなに貢献していたら、今ごろは県財政ももう少しよくなっているはずだ。人件費を切っても切っても600億円が減らないのはなぜかということを考えてみたらすぐわかる話なのです。だから、そういうことを勉強して、きちんと正しく答えないといけない。そして、ぜひ広報していただきたい。

それからもう一点、予算については次の委員会で言うことになるが、それでは間に合わないので、資料だけ整えていただきたいということを申し上げさせていただきます。

今、国と地方の財政状況を見てみると、御案内のとおり、国は小渕内閣のときに膨大な国債を発行した。その後も国債を発行し続けて、実質上、返せない金額になっている。返すことはもうほとんど不可能で、30年で返すとしていたものを60年で返すように延ばしたけれども、それでも返せない。人の一生は25年だと言うが、生まれた子供が親になるのは大体25年です。そういうことで60年と言えば、人の一生を30年と仮定しても、2世代かからなければ払えないという額なのです。これは実質上払えないのです。だから、財政的には、国は破綻していると言えるのです。それで、国がどのように考えたかということ、これから運営していくためには地方の財政をどう引き出すかということが課題になったのです。そこで、何をやったかということ、県税の75%は基準財政需要額に入れられます。残り25%は県独自のお金として自由に使える地方のお金で、その25%が遊んでいるというところに視点を当てて、国が巻き上げることを考えたのです。今、どうなっているかと言えば、地方財政計画の金額と、地方の決算とを比較したら全くイコールで、地方財政計画の額と地方の決算がイコールということは、国の地方財政計画以外のことはこの予算書には載っていないと言ってもよい。財政の自主権というものは、広島県には全くないということになるのです。

それからもう一つは、そうなったから、さらにどうするかということになったのが、臨時財政対策債である。あなた方が書いたものを見たら、臨時財政対策債はどうなっているかと言ったら、あれは別になっている。臨時財政対策債は、地方の借金です。措置されたといっても、措置はだれもしていないのです。地方に借金させただけで、国は一銭も措置していないのです。だから、地方は借金をどんどんふやした。今どうなっているかと言えば、地方交付税の額と地方が借金を払う公債費の額が限りなく近づいて、ほぼイコールになっているのです。もう貧しい市町村や県

を助けるという地方交付税制度の趣旨は死んでしまっている。

予算書を見たら、非常に気持ちよくすらすらと割り切れて、こんなにすらすらと割り切れるわけではないというのが私の思いです。今、大阪府とか京都府、滋賀県が筆頭になって、国から要望したものをかけた。そうすると、今度は新潟県もかけた、佐賀県もかけた。国の要求に対して拒否するという県があちこち出てきており、これは今の財政状況から言ったら私は広がっていくと思う。ところが、広島県では、これはそういう種類のものだということを予算書には一切出していない。国の直轄事業で負担させられているものはないのですか、あるのですか。そういうものも含めて、議員の前に出して、そしてそれを受け入れるべきかどうかということ審議しなければ、本当の予算書にならないのです。我々県議会議員は、それをやらなければ、いつも言っているように、雑誌の付録みたいなもので、いてもいなくてもいいことになる。だから、ぜひそういうものを赤裸々に出してみんなで議論しようということにしないと、地方の結束というものはできないのではないかと私は思うのです。ぜひそういう予算書を整理して出してもらいたい。それをお願いしたいと思います。

○質疑（城戸委員） 先ほどの建設工事コスト調査について、大分意見の違いを感じたので、私は改めて言っておきたいのですが、発注工事の80%はコスト割れをしているという結果が出ていながら、まだ中身を調査していて、これにどう対応するかということ今ごろ言っているようでは、一体何時間かかればこれができるのかと思う。80%が原価割れをしているような発注が果たして正しいと思っておられるのか。原価割れしているということは、公共工事の役割というものを全く理解していない。なぜ建設工事がコストカットできないかというのは、建設工事業、特に土木事業というのは、人件費が大部分をしめるからである。機械化ができないのです。こういう形で原価割れしているものに、まだ補てんもできない、対策が打てない、これだったら土木業者が倒れるのは当たり前ではないですか。他の産業と同じような発想でされていることに私は非常に違和感を感じました。業種が違うのです。あなた方も、公務員の給料が一番大事であると言われていたのではないですか。これはほとんどが人件費なのです。そこが大事なので、どうして対策を打ってやらないのですか。ましてや、半分はコスト割れしているのです。原価を割っているのです。経費がなければめしは食えないのです。会社をどうやって運営するのですか。こんな状態で発注者の責任というのは、一体何なのですか。これはコストカットできるものかどうか、検討したらわかることではないですか。どこを機械化できるのか。これは早急に県として、発注者として責任をきちんと感じるべきです。他人が発注しているのではないのです。あなた方が発注しているのです。その責任を感じずして、何か知らないけれども、聞いていれば他人事みたいに、今から検討してからと言うが、そんな検討をする時間があるわけではないではないですか。企業はみんな、1分1秒を争って、金が入ってこなければ倒産です。そんな状態であるのに、悠長なことを言

っている。この業種の人たちは気の毒だと思いました。

世の中の情勢は、今物すごい勢いで変わりつつある。確かに、ほかの産業でも変わってきています。このあたりについての認識が、先ほど言われた公務員の給与の件でも、私はいろいろ異論があるので、また本会議でも質問させてもらいますけれども、下げられたと言われたが、実際には高かったから下げたのであって、下げられたからもとへ戻していいということではないのです。だから、そこをきちんと説明して、どうだったからこうだという説明がないと、わかりにくいのです。先ほどの公共事業のことも、もう少し丁寧に説明しないとわからない。

この公共事業の件は、こんな状態であるのに何も手が打てないというのはどうか。発注者の責任として、何らかの手を打つという発言をしてもらわないと、おさまりがつかない。

○答弁（総務局長） ただいま城戸委員から御指摘いただきましたこと、それと先ほど桑木委員から御指摘いただいたことにつきまして、私どもの答弁の仕方、受けとめ方が非常に悠長にとられたのかもしれないと思ひまして、改めて私の方から申し上げたいと思います。

この調査結果、経費割れが36.5%、さらに原価割れが43.1%、こういうことをいたずらに放置してよいとは我々も思っておりませんし、一刻も早くどういう対応をするかということは、全庁を挙げてしっかりとしていきたいと思っております。

これは、総務局だからとか、何局だからとか、そういう問題ではないと思っております。きょうの御意見もしっかり踏まえて、私どもとして早急な対応をしていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

(4) 開会 午後0時25分